

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

令和2年3月13日（金曜日）

経済建設委員会

日時 令和2年3月13日（金曜日） 午前9時00分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 建設部、上下水道部

第12号議案

「質疑・討論・採決」

第13号議案

「質疑・討論・採決」

第42号議案

「質疑・討論・採決」

第46号議案

「質疑・討論・採決」

出席委員（6名）

委員長 竹下修平 副委員長 山口洋一

委員 澤田恵子 山崎祐一 村田康助 鈴木達雄

議長 （鈴木達雄）

欠席委員 なし

傍聴者 なし

説明のために出席した者

建設部・上下水道部の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林 治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 大場隆佑

開 会 午前 9 時 00 分

○竹下修平委員長 ただいまから経済建設委員会を開会します。

本日は、11日の本会議において、本委員会に付託されました第12号議案、第13号議案、第42号議案及び第46号議案の4議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第12号議案 新城市営住宅管理条例等の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木達雄委員 確認します。今回、これ比較表のほうで、今、見ておりますけども、市営住宅管理条例の中の同居人の中に追加ということで、婚姻の届けをしないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者、その他婚姻の予約者を含むというようなことで、同居人の範囲を広げておるわけですが、この事実婚、そういったものの入居者要件に合うかどうかの確認方法というのがどう考えられているのかなということを1つ、その辺です。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 確認につきましては、住民票を提出していただきますのでその住民票の関係のところで同居人（未届け）の何とかという表現が記載してありますので、そちらで確認しております。

○竹下修平委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 もう1つです。この次の同じ内容なんですけど、雇用促進住宅と、今言った市の住宅の関係で、雇用促進住宅のほうが入居人の確認手続というかそういった事項を新たに設けていると思うのですが、市の市営住宅のほうにはその項目がないのではないかと、同居の承認ということですね。第10条というのを新たに雇用促進住宅のほうは設けているんですが、その辺の違い、なぜ違うの

かというあたりを確認します。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 今のは定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の第10条の同居の承認が新しく追加されたということでしょうか。

○鈴木達雄委員 はい。

○原田俊介都市計画課長 市営住宅のほうにつきましては、もともと同居の承認という項目がありますが、これまで定住促進住宅につきましてはこの記載がありませんでしたので、今回条例改正にあわせて整備をしたというところですよ。

○竹下修平委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 条例のほうにこの項目が入っていなかったような感じがするんですが、施行規則のほうにはよく見たらあったかなと思うんですけど、その辺の同じような形になっていないのかなというところで確認をさせていただきました。

入っているということですね、これ。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 市営住宅管理条例でいいますと、第12条のところで同居の承認という欄がございます。こちらと、合わせるように整備をしたということです。

○竹下修平委員長 鈴木委員。

○鈴木達雄委員 わかりました。私の確認不足だったかもしれません。

それから、もう1つ、連帯保証人の件です。2人連帯保証人をつけるということは削除したということでもありますけども、今まで連帯保証人をつけて申し込まれた方がいればということなんですけども、その方については今後の対応、そういったものはどのようなになっていくのかというところを確認します。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 この3月までの入居契約につきましては、連帯保証人2名を必要としておりますので、今現在入居者の方に

つきましては連帯保証人が設定されておる状態であります。

4月以降の入居に関しましては、民法改正がありましてそこで連帯保証人をつける場合には極度額を設定することが必要となっておりますので、その極度額は明確に金額を契約書の中に明記します。そうすることで、新たに連帯保証人となる予定の方が精神的な御負担を感じてさらに連帯保証人になりにくい状況や、また逆に連帯保証人を保護する意味で、今までの契約ですと無限大に金額が増大していくんですが、今度極度額を定めることで連帯保証人を保護する観点から民法改正がされております。

もともと国の中で連帯保証人が確保できないことで入居に至らないことにならないようにということでもありますので、現在本市においても数件連帯保証人がないということで契約に至らなかったケースもありますので、今回保証人を廃止するということにいたしました。

現在、入居者につきましては新たな契約の更新を行いませんので連帯保証人が設定されたままの状態で退去まで行くということでもあります。

○竹下修平委員長 村田委員。

○村田康助委員 今の連帯保証人の件でお聞きしたいんですが、今回の理由は市営住宅へ入居するときにおいて、連帯保証人の設定を不要とするということが第一の目的だとお聞きしておるわけですが、民法の改正等とかかそういうような中で、今、お話を聞くと既存の契約についてはそのまま連帯保証人は生きる。新規のものについては連帯保証人を有しないということですが。

例えば、連帯保証人を設定しない場合、例えば家賃等が入らなかった等そういうようなときの回収方法だとかそういう場合はどういう形で対応するのか、その辺も教えていただきたいし、その辺の過去の契約については連

帯保証人2名いるということですのでそちらのほうはそちらでやっていくというようなことになると思うんですけど、その辺の市民間の不平等部分もあると思いますのでその辺概略だけ教えていただきたいと思います。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 これでは4月以降は連帯保証人が設定されている入居者と設定されていない入居者と2種類出てくるわけですが、これまで滞納者につきましては入居者の1割弱ということでもかなり、そう多くない方が滞納者として、今、認識をしております。

これまでは、連帯保証人がいるということと都市計画課でもっております滞納事務の取扱要綱ということで、事務手続を定めておりますので、それに基づいて対応してきておりますが、これまではどちらかというと、入居者が納付の意思を示す場合については、その意思を尊重してなかなか連帯保証人への請求ということは行っていませんでしたが、今後は家賃の滞納事務取扱要領に沿って敷金が当初3カ月分納めていただきますので、その3カ月分の範囲内で納付していただくように催促をしていくことになるかと思います。

○竹下修平委員長 村田委員。

○村田康助委員 民間のアパートやなんかそういう保険制度みたいなのが若干あると聞いておるんですけど、市の場合は3カ月分の敷金、それが3カ月滞納してしまったらもうそれ以降のものは最悪の場合は回収できないという可能性というのはあるわけですか。お願いします。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 これは最終的なところではありますが、一応家賃3カ月以上滞納すると明け渡し請求ができるという規定もございますので、その辺も含めながら取り扱っていきたいと考えております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第12号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第13号議案 新都市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第13号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第42号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

村田委員。

○村田康助委員 工事の概要説明の中で、通路用シェルター一式整備ということで伺っておりますが、それはどのような設備、概要なのか教えていただきたいと思います。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 今、市の駐車場にありますような屋根、あれがシェルターという表現で呼んでおります。これは、駅舎の出口から新しくロータリーに設けますバス停、バス乗り場、乗降場所まで設置するものです。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 この工事の内容と、それから駅自体のエレベーター設置とかあの一帯が変化するというか、工事が行われるわけなんですけれども、その辺の整合性、調整のようなものはきちんととれておるのでしょうか。この工事をするに当たって。伺います。

○竹下修平委員長 原田都市計画課長。

○原田俊介都市計画課長 新城駅構内の跨線橋かけ替え工事がこれで6月、7月ごろから工事、構内の着手に入っていきますので、そことの進捗状況については調整を図りながら進めております。

○竹下修平委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第42号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第46号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○竹下修平委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第46号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認めます。

よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

なお、委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○竹下修平委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

これをもって、経済建設委員会を閉会します。ありがとうございました。

閉 会 午前9時18分

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 竹下修平